

(別紙)
(別表)

日 当 の 支 給 基 準

種 別	区 分		基 準 額
検 察 審 査 員 及 び 補 充 員	会 議 に 関 与 し た 日 の 関 与 時 間	1 時間以内	4, 370円
		1 時間を超え 2 時間以内	4, 370円を超え 4, 710円以内
		2 時間を超え 3 時間以内	4, 710円を超え 5, 110円以内
		3 時間を超え 4 時間以内	5, 110円を超え 5, 740円以内
		4 時間を超え 5 時間以内	5, 740円を超え 6, 730円以内
		5 時間を超え 6 時間以内	6, 730円を超え 7, 310円以内
		6 時間を超えるもの	7, 310円を超え 8, 000円以内
	そ の 他 の 日	3, 930円	
証 人	尋 問 時 間	2 時間以内	2, 940円以上 3, 930円以内
		2 時間を超え 4 時間以内	3, 930円を超え 5, 740円以内
		4 時間を超えるもの	5, 740円を超え 8, 000円以内
	専 ら 旅 行 に 要 し た 日	3, 930円	
助 言 者	出頭したが助言するに至らなかつた場合		2, 940円以上 3, 930円以内
	助 言 を 徴 し た 場 合		3, 930円を超え 8, 000円以内
	専 ら 旅 行 に 要 し た 日		4, 070円

(注)

- 1 小委員会を実施した場合に給する日当の額は、「会議に關与した日」における日当の支給基準に準じて支給すべきものとする。
- 2 会議又は尋問が午前から午後までにわたって行われた場合におけるいわゆる昼休み時間は、それぞれ会議に關与した時間又は尋問に要した時間に含めるものとする。